

# JIS

## 情報技術—メニューナビゲーションに関する ユーザインタフェース指針— 第2部：4方向デバイスによるナビゲーション

JIS X 9304-2 : 2020

(JBMIA/JSA)

令和2年2月20日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 淵 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.2.20

官 報 掲 載 日：令和 2.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ TEL 03-6809-5010)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 適合性	2
4 用語及び定義	2
5 考慮すべき基本事項	3
5.1 人間工学的側面	3
5.2 提示の設計（表示画面，聴覚提示装置及び触覚提示装置）	4
6 ラダーメニューの推奨する構造及び操作	5
6.1 ラダーメニューの構造	5
6.2 階層ラダーメニューの推奨する操作型	5
7 タイルメニューの推奨する構造及び操作	7
7.1 タイルメニューの構造	7
7.2 メニュー項目を選択するためのナビゲーション	8
7.3 階層タイルメニューの推奨する操作型	9
附属書 A（参考）操作型の長所及び短所	11
附属書 B（規定）操作型に関する推奨事項	13
参考文献	14
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	15
解 説	16

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS X 9304** の規格群には、次に示す部構成がある。

**JIS X 9304-1** 第 1 部：枠組み（予定）

**JIS X 9304-2** 第 2 部：4 方向デバイスによるナビゲーション

**JIS X 9304-3** 第 3 部：1 方向デバイスによるナビゲーション（予定）

# 情報技術—メニューナビゲーションに関する ユーザインタフェース指針— 第2部：4方向デバイスによるナビゲーション

## Information technology—User interface guidelines on menu navigation— Part 2: Navigation with 4-direction devices

### 序文

この規格は、2015年に第1版として発行された **ISO/IEC 17549-2** を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格であるが、対応国際規格の**附属書 B** を削除した。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

表示領域を4方向デバイスに関連付けた最近の情報機器には、高度で複雑な機能をもつものがある。

このような情報機器は、省略時の設定を変更して操作する又は個々のユーザの目的に応じてカスタマイズする必要がある。このような場面では、4方向デバイスを使用して、通常は構造化されている表示領域のメニューのナビゲーションを行う。

この規格は、メニュー構造の設計及び使用のための指針に加えて、4方向デバイスを使用したナビゲーションの推奨型を提供することを意図している。

この規格の図には、**ISO/IEC TS 20071-11** で規定する代替テキストを含めている。これらの代替テキストは単なる参考情報である。

### 1 適用範囲

この規格は、4方向デバイスを用いたメニューナビゲーション<sup>1)</sup>の方法の設計に関する指針を規定する。4方向キーは4方向デバイスの一例である。この指針は、4方向デバイスと関連する表示領域をもつ任意の情報機器に適用可能である。この規格は、表示画面の設定、文字集合及び使用言語に関するパラメータの推奨事項を規定する。この規格は、メニューナビゲーションの安全性に関連する用途には適用しない。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO/IEC 17549-2:2015**, Information technology—User interface guidelines on menu navigation—Part 2: Navigation with 4-direction devices (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

**注<sup>1)</sup>** メニューナビゲーションとは、閲覧及び選択によってメニュー項目間を移動することである。